料率は均一です。後期高齢者

保険(国保、健保など)に加

入する現役世代の保険料で負

決定しました。なお、都内の 険料の料率と軽減措置などが

る

「公費」が約5割、各医療

する都内62市区町村が負担す

の算出式は、左図2の通りで

今回の料率の見直しによ

の通り

③被扶養者だった方の軽減

日

祝日、

30・31年度の年間保険料額

国・都・広域連合を構成

合」)議会で、30・31年度の保

療広域連合

(以下、「広域連

この

「医療給付費」の財源

保

険 料 の

決

め 方 年間の財政運営期間における

の1割または3割を除いた費 関などで支払った自己負担分

(保険で賄う9割または7

「保険料」)の料率は、2

後期高齢者医療保険料

費」のうち被保険者が医療機

料率などが決まりました

30・31年度の保険料の

後期高齢者医療保険料

定めることになっています。 医療給付費」などに応じて

割の費用)

で、

広域連合が医

る予定です。

から約9992万円を負担す

市では、30年度に一般会計

般財源を投入します。

1月の東京都後期高齢者医

療機関などに支払います。

医療制度の安定的な運営のた

担する「後期高齢者支援金」

29年度) から4万3300円 等割額は4万2400円(28: り、被保険者1人当たりの均

合お問い合わせセンター」

医療費と医療給付費の財源構成 図 1

◆ 医療費					
◆ 保険で賄う「医療給付費」 ─					
医療機関などの窓口で支払 った自己負担分	公費(約5割)<負担割合	合=国4:都1:市区町村1>			
	保険料(約1割) <被保険者負担分>	後期高齢者支援金(約4割) <現役世代の負担分>			

30・31年度の年間保険料額の算出式 図 2

均等割額

被保険者1人当たり 4万3,300円

所得割額 賦課のもととなる + 所得金額(※1) ×所得割率8.80%

※1「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額、株式・長期(短期) 譲渡所 得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除し

均等割額の軽減 表 1

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を 基に軽減割合を判定します

	፟金額等の合計(※ 2)」が 基準額に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額		
33万円以下で	被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割	4,330円		
	上記以外	8.5割	6,495円		
33万円+ (27万5,000円×被保険者の数) 以下		5割	2万1,650円		
33万円+ (50万円×	被保険者の数)以下	2割	3万4,640円		
W.O. 05巻NTL (00年1月1日吐土) の土のひめた人部伊については、その部伊にされると言葉を封助し					

65歳以上(30年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控 除15万円を差し引いた額で判定します。ただし、この高齢者特別控除は所得割額の計算では適用さ れません。

所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減) 表 2

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」を基に軽減割合を判定します。

動車税、

後期高齢者医療保険

の納期限は下表の通りで

画税、

国民健康保険税、軽自

固定資産税・都市計

30年度の市税など (市民税:

30

年度市税などの納付に

ご協力ください

「賦課のもととなる所得金額」 が下記の基準額に該当する方	軽減割合	【参考例】公的年金収入のみで 他の所得がなく、下記の年金収 入基準額に該当する方
15万円以下	50%	168万円以下
20万円以下	25%	173万円以下

むを得ない事情で納付が困難 納付にお困りのときは 病気・事故・災害など、や できるだけ早めに

730

ので、ご注意ください。 分が行われる場合もあります 算されるだけでなく、滞納処

談ください。 7729または**☎**470·7 納税課(市役所2階) 詳しくは納税課☎470 へご相



納していないと、延滞金が加

納期限までに市税などを完

30年度市税などの納期一覧

50年及刊代などが開始 見							
	固定資産税・ 都市計画税	市民税・ 都民税 (普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料	軽自動車税		
5月31日(木)	第1期				第1期		
7月2日(月)		第1期					
7月31日(火)	第2期		第1期	第1期			
8月31日(金)		第2期	第2期	第2期			
10月1日(月)			第3期	第3期			
10月31日(水)		第3期	第4期	第4期			
11月30日(金)			第5期	第5期			
12月25日(火)	第3期		第6期	第6期			
31年 1月31日(木)		第4期	第7期	第7期			
2月28日(木)	第4期		第8期	第8期			
3月25日(月)			第9期				

が経ち、展示資料の見直 健康プラザ2階)の歴史 土曜日一時休京 歴史展示室を 郷土資料室 の民具および写真展示は 休室日は土曜・日曜日、 休室します。これにより 31年3月30日の土曜日を 472.0051 **今まで通りご覧いただけ 示期間を除く5月19日~**)や整備のため、 企画展 郷土資料室(わくわく 詳しくは郷土資料室☎ 示室は、開設から10年 なお、展示コーナー 年末年始となりま 一時休室します

ご理解をお願いします。 政運営の仕組み

構成は、 左図1の通りです。 後期高齢者医療制度の財源 医療給付費」とは、一医療

組みになっています

る

年間保険料額

100円未満切り捨て

(限度額62万円)

され、国民全体で支え合う仕 が約4割、被保険者が負担す 「保険料」が約1割で構成 得であっても、 29年度) から8・8%になり ます。そのため前年と同じ所 料額が変わる場合があります。 所得割率は9.0%(28: 30年度の保険

> 額は掛かりません。 額が5割軽減となり、 被扶養者だった方は、 前日まで会社の健康保険など =後期高齢者医療制度加入の (国保・国保組合は除く)の

ネット」 075) または広域連合公式 iiki.net/)をご覧ください。 ホームページ ||東京いきいき ファクス(0570・086・ 局齢者医療係☎470・78 個別の相談は市保険年金課 (http://www.tokyo-ik

前9時~午後5時に「広域連 $0570 \cdot 086 \cdot 519$ (IP電話・PHSの方は☆ 年末年始を除く午 輪車および小型特殊自動車など

03 · 3222 · 4496)

原動域的日転車・二辆車のよび小室行派日勤車など				
	税率			
	50cc 以下	2,000円		
原動機付	50cc 超90cc 以下	2,000円		
自転車	90cc 超125cc 以下	2,400円		
	ミニカー	3,700円		
二輪の軽自動車	iなど(125cc超250cc以下)	3,600円		
二輪の小型自動車(250cc 超)		6,000円		
小型特殊 自動車	農耕用のもの	2,400円		
	その他	5,900円		

三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初度検査年月」 の日付)によって税率が変わります。

				税率			
				27年3月31日 までの登録車	27年4月1日 以降の登録車	新規登録後13年超 (経年重課)※	
軽自動車	輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
			自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円	
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
	三輪			3,100円	3,900円	4,600円	

※新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から、 28年度より経年重課の税率が適用されます。なお、電気系自動車な ど(動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・ ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車)は、経年重課の対 象外です。

グリーン化特例

29年4月~30年3月までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で、環境負荷の小さいものにつ いては、30年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページをご覧ください。

区分				税率			
				おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減	
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円	
			自家用	8,100円	5,400円	2,700円	
		貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円	
			自家用	3,800円	2,500円	1,300円	
	三輪			3,000円	2,000円	1,000円	

保険料の増加抑制策 今回の料率の見直しに際し 保 険料

の

軽減措

置

30年度の保険料の通知

62市区町村では、

別対策として、約211億円 幅な増加を抑制するための特 保険料の大 減と2割軽減の対象が拡大さ 30年度から均等割額の5割軽 の軽減措置があります。また、 めに、所得に応じて次の3つ 保険料の負担を軽減するた

の通り れます。 る場合があります。 などの所得の申告が必要にな なお、軽減には、 ①均等割額の軽減=左表1 確定申告

②所得割額の軽減=左表2 ます。 問

い 合 わ

制度のことは、 土曜・日曜 せ

通知書」を発送し

引き 29年中の所得に応じた30年度 方は、 市役所から「決定通知書兼納 連合長が決定し、 の保険料決定額は7月に広域 仮算定の保険料額の徴収です (特別徴収) されている 28年中の所得に応じた 同月中旬に ストアでお納めください

4月の年金から保険料が天

融機関またはコンビニエンス

月 **11** 日

納税通知書に記載している金 自動車税」の納税通知書を5 有者に課税される「30年度軽 バイクや軽自動車などの所 (金) に発送します。

 $\frac{31}{2332}$ $\frac{4}{70} \cdot \frac{7}{77}$ 詳しくは課税課市民税係☎ (内線23

す



納税通知書を発送 30年度軽自動車税 しま の